第 98 回電気用品調査委員会
平成 29 年 3 月 17 日
資料 No.3-1

平成 28 年度　別表第十二採用 JIS / J 規格等　審議計画（案）

H29.3.17 現在

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後				JIS 発行後		
				委員会審議	6 月	11 月	3 月	6 月	11 月	3 月
電子・情報機器	JBMIA	JIS C XXXX	オーディオ/ビデオ，情報及び通信技術機器	済み						次年度
		JIS C 6065	オーディオ，ビデオ及び類似の電子機器	済み						○
		JIS C 6950-1	情報技術機器	済み						○
アーク溶接機	溶接協会	JIS C 9300-7	トーチ		済み					次年度
小形交流電動機	JEMA	JIS C XXXX	小形交流電動機の安全	済み						次年度
家電機器	(JSA)	JIS C 9335-2-76	電気さく用電源装置							○
		JIS C 9335-2-55	観賞魚用電熱器具							○
	縫製工	JIS C 9335-2-28	ミシン				次年度			次年度
	自販機工	JIS C 9335-2-75	業務用ディスペンサ及び自動販売機	済み						○
	アミューズメント	JIS C 9335-2-82	サービス機器及びアミューズメント機器				○			次年度
	レストルーム	JIS C 9335-2-84	電気トイレとともに使用する電気機器			済み				次年度
	日冷工	JIS C 9335-2-89	業務用冷凍冷蔵機器				次年度			
	ガス機器検査協会	JIS C 9335-2-102	商用電源に接続するガス、石油及び固形燃料燃焼機器			済み				
	床暖房	JIS C 9335-2-204	電熱マット及び電熱ボード				次年度			
	HAPI	JIS C 9335-2-32	マッサージ器				○			

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後				JIS 発行後		
				委員会審議	6 月	11 月	3 月	6 月	11 月	3 月
		JIS C 9335-2-60	渦流浴槽機器, 渦流スパ及びこれらに類する機器				○			
		JIS C 9335-2-207	水電解器				○			
		JIS C 9335-2-209	家庭用電気治療器				○			
		JIS C 9335-2-210	家庭用電気磁気治療器				○			
		JIS C 9335-2-211	家庭用熱療法治療器				○			
		JIS C 9335-2-212	家庭用吸入器				○			
	JEMA	JIS C 9335-2-2	真空掃除機及び吸水式掃除機	済み						次年度
		JIS C 9335-2-3	アイロン	済み						次年度
		JIS C 9335-2-4	脱水機	済み						次年度
		JIS C 9335-2-5	電気食器洗機	済み						次年度
		JIS C 9335-2-6	据置形ホブ、オーブン、クッキングレンジ及びこれらに類する機器				次年度			次年度
		JIS C 9335-2-7	洗濯機	済み						次年度
		JIS C 9335-2-8	ひげそり	済み						○
		JIS C 9335-2-9	可搬形電熱調理器具	済み						次年度
		JIS C 9335-2-10	床処理機及び湿式洗いブラシ機	済み						次年度
		JIS C 9335-2-11	回転式衣類乾燥機	済み						次年度
		JIS C 9335-2-13	フライヤー	済み						次年度
		JIS C 9335-2-14	ちゅう房機器	済み						次年度
		JIS C 9335-2-15	液体加熱機器	済み						次年度

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後				JIS 発行後		
				委員会審議	6 月	11 月	3 月	6 月	11 月	3 月
		JIS C 9335-2-17	毛布，パッド及びこれに類する可とう電熱機器	済み						次年度
		JIS C 9335-2-21	貯湯式電気温水器			済み				次年度
		JIS C 9335-2-23	スキンケア又はヘアケア用機器	済み						次年度
		JIS C 9335-2-24	冷却用機器，アイスクリーム機器及び製氷機	済み						○
		JIS C 9335-2-25	電子レンジ及び複合形電子レンジ				○			次年度
		JIS C 9335-2-30	ストーブ	済み						○
		JIS C 9335-2-31	レンジフード			済み				次年度
		JIS C 9335-2-35	瞬間湯沸かし器			済み				次年度
		JIS C 9335-2-40	エアコンディショナ及び除湿機				次年度			次年度
		JIS C 9335-2-44	電気アイロナ	済み						次年度
		JIS C 9335-2-52	歯ブラシ	済み						○
		JIS C 9335-2-61	蓄熱形ストーブ	済み						次年度
		JIS C 9335-2-65	空気清浄機				○			
		JIS C 9335-2-77	手押し式制御芝刈り機				次年度			
		JIS C 9335-2-80	ファン			済み				次年度
		JIS C 9335-2-81	足温器	済み						次年度
		JIS C 9335-2-85	ファブリックスチーマ	済み						次年度
		JIS C 9335-2-90	業務用電子レンジ				○			次年度
		JIS C 9335-2-98	加湿器				○			次年度
		JIS C 9335-2-100	手持形のガーデンブロワ、バキューム及び				次年度			次年度

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後				JIS 発行後		
				委員会審議	6 月	11 月	3 月	6 月	11 月	3 月
			ブロワバキューム							
		JIS C 9335-2-202	電気こたつ				次年度			次年度
		JIS C 9335-2-203	ハードあんか				次年度			次年度
		JIS C 9335-2-206	電気乾燥機器				次年度			次年度
		JIS C XXXX	カーペット	**済み**						次年度
電動工具	JEMA	JIS C XXXX	電動工具の安全－第1部－一般要求事項 **（別表第八対応の JIS）**				次年度			
照明器具	照明工(JLMA)	JIS C 8105-1	照明器具－第 1 部：安全性要求事項通則	**済み**						次年度
		JIS C 8105-2-1	照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項	**済み**						次年度
		JIS C 8105-2-4	照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項	**済み**						次年度
		JIS C 8105-2-5	照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項		**済み**					○
		JIS C 8105-2-7	照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項	**済み**						次年度
		JIS C 8105-2-9	照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）		**済み**					次年度
		JIS C 8105-2-17	照明器具－第 2-17：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項		**済み**					次年度

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後				JIS 発行後		
				委員会審議	6 月	11 月	3 月	6 月	11 月	3 月
		JIS C 8105-2-19	照明器具－第 2-19：空調照明器具に関する安全性要求事項	済み						次年度
		JIS C 8105-2-20	照明器具－第 2-20：ライティングチェーンに関する安全性要求事項				○			次年度
		JIS C 8105-2-21	照明器具－第 2-21：ロープライトに関する安全性要求事項				○			次年度
ソケット	照明工(JLMA)	JIS C 8324	蛍光灯及びスタータソケット	済み						○
ランプ	照明工(JLMA)	JIS C 7617-1	直管蛍光ランプ―第 1 部：安全仕様	済み						○
		JIS C 7618-1	片口金蛍光ランプ―第 1 部：安全仕様	済み						○
		JIS C 7620-1	一般照明用電球形蛍光ランプ―第1部：安全仕様	済み						○
		JIS C 8156	一般照明用電球形ＬＥＤランプ（電源電圧 50V 超）		済み					次年度
安定器	照明工(JLMA)	JIS C 8147-1	ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項	済み						○
		JIS C 8147-2-13	ランプ制御装置―第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項		済み					○
ヒューズ	JEMA	JIS C 8269-1	低電圧ヒューズ－第 1 部：一般要求事項	済み				済み		
		JIS C 8269-2	低電圧ヒューズ－第 2 部：専門家用ヒューズの追加要求事項（主として工業用のヒューズ）	済み				済み		

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後				JIS 発行後		
				委員会審議	6 月	11 月	3 月	6 月	11 月	3 月
		JIS C 8313	配線用つめ付きヒューズ	済み				済み		
		JIS C 8319	配線用ねじ込みヒューズ及び栓形ヒューズ	済み				済み		
配線器具	JEWA	JIS C 8300	配線器具の安全性	済み						次年度
		JIS C 4526-2-1	機器用スイッチ－第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項	済み						○
		JIS C 8284	電気アクセサリー家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール			済み				次年度
		JIS C 8282-1	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第 1 部：一般要求事項				○			次年度
	NECA	JIS C 4526-1	機器用スイッチ-第 1 部:一般要求事項							○
電流制限器	JEA	JIS C 8368	電流制限器	済み					済み	
遮断器	JEMA	JIS C 8211	住宅及び類似設備用配線用遮断器				○			次年度
		JIS C 8221	住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置なし（RCCBs）				○			次年度
		JIS C 8222	住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置付き（RCBOs）				○			次年度
小形単相変圧器	JEWA	JIS C XXXX	ベル用，表示器用及びリモートコントロール用変圧器		済み					次年度
ネオン変圧器	(JSA)	JIS C 8109	ネオン変圧器							○
		JIS C 8147-2-10	管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項							○

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後				JIS 発行後		
				委員会審議	6 月	11 月	3 月	6 月	11 月	3 月
電線	電線工	JIS C XXXX	電線及び電気温床線の安全に関する要求事項	**済み**						次年度
		JIS C 3662-5	定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第 5 部:可とうケーブル(コード)		**済み**					次年度
		JIS C 3662-7	定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル		**済み**					次年度
		JIS C 3663-8	定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル―第 8 部:高可とう性コード		**済み**					次年度
電線管	設備学会	JIS C 8471-XX	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム―第XX部:電気安全の個別要求事項	**済み**						次年度
		JIS C 8462-XX	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ　第 XX 部:電気安全の個別要求事項	**済み**						次年度
		JIS C 8461-21	電線管システム―剛性(硬質)電線管システム	**済み**					**済み**	
		JIS C 8461-21	電線管システム―剛性(硬質)電線管システム				次年度			次年度

カテゴリ	担当	規格番号	タイトル	小委員会承認後				JIS 発行後		
				委員会審議	6 月	11 月	3 月	6 月	11 月	3 月
		JIS C 8461-22	電線管システムープライアブル電線管システム	**済み**					**済み**	
		JIS C 8461-22	電線管システムープライアブル電線管システム				次年度			次年度
		JIS C 8461-23	電線管システムーフレキシブル電線管システム	**済み**					**済み**	
		JIS C 8461-23	電線管システムーフレキシブル電線管システム				次年度			次年度
		JIS C 8462-21	懸架手段を備えたボックス	**済み**					**済み**	
		JIS C 8462-22	接続用ボックス	**済み**					**済み**	
		JIS C 8462-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ　第 1 部:一般要求事項				次年度			次年度
雑音の強さ	VCCI	CISPRJ15	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法				○			次年度
		CISPRJ32	マルチメディア機器の電磁両立性ーエミッション要求事項ー				○			次年度

※1 ：「小委員会承認後」とは，担当小委員会にて JIS 原案の審議を終了(承認)した段階(JIS が発行される前の段階)で行う審議のことを示す。

※2 ：「JIS 発行後」とは，別表第十二へ採用する予定の JIS が実際に発行された(＝JIS の内容が実際に確定された)段階で行う審議のことを示す。

※3 ：委員会審議「済み」とは，電気用品調査委員会にて既に審議・承認済みであることを示す。